

岩手県告示第 558 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり業務の停止を命じた。

平成 18 年 4 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 処分を受けた者

- (1) 商号又は名称 有限会社セレクト産業
- (2) 代表者の氏名 右京豊治
- (3) 主たる事務所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字大緩 84 番地 14
- (4) 免許証番号 岩手県知事(1)第 2265 号
- (5) 免許年月日 平成 17 年 10 月 17 日

2 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 30 日

3 処分の内容 平成 18 年 4 月 12 日から同年 6 月 11 日までの間の業務の全部の停止